

「改訂日本版スチュワードシップ・コード」の受入れについて

◆1. 従前からの当会の活動について

国家公務員共済組合連合会(以下「当会」という。)は、積立金等について、被保険者の利益のために長期的な観点に立って、安全かつ効率的に運用を行うことが求められています。

この使命を果たすため、当会では管理運用方針において、基本ポートフォリオに従った分散投資を行うこととしており、その一環として株式投資を実施しています。

また、当会は、株式投資を行うに当たり、株式の保有を通じて長期的に財産価値を増加させ、被保険者のための利益を最大化させる責務を負っています。このため、当会は、投資先企業の選定についてはもちろんのこと、投資先企業が長期的に株主の利益を最大にするような経営を行っているかについて常に関心を払うことが求められています。

当会は、従前からコーポレートガバナンス原則(平成17年6月15日)や議決権行使ガイドライン(平成17年6月15日)を制定し、運用受託機関に対しその実施・報告を求めるほか、議決権行使結果の概要について公表するなどの活動を行ってきました。

なお、当会の全ての国内株式運用については、運用受託機関に委託しており、現時点では議決権の行使を当会自ら行うのではなく、当会が作成した議決権行使ガイドラインを当該機関に示し、当該機関が行う議決権行使状況をモニタリングすることとしています。

◆2. 当会とスチュワードシップ・コードについて

スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会(金融庁事務局)より「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～(平成26年2月26日)が公表されています。

当会は、資産保有者としての機関投資家として、「日本版スチュワードシップ・コード」に賛同し、スチュワードシップ責任(注)を果たすための方針を平成26年5月30日に公表しました。

(注) スチュワードシップ責任とは、機関投資家(アセットオーナー・アセットマネージャー)が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的をもった対話(エンゲージメント)」などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的な成長を促すことにより、顧客・受益者(最終受益者を含む)の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味します。

◆3. 改訂日本版スチュワードシップ・コードの受入れの表明について

金融庁・東京証券取引所に設置された「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する意見が公表されました(平成28年11月30日)。

同意見書においては、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくためには、機関投資家が企業との間で深度ある「建設的な対話」を行っていくことが必要であるとされ、スチュワードシップ・コードの改訂が提言されました。

同意見書を受け、金融庁において、平成29年1月から計3回にわたり、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」が開催され、改訂版のスチュワードシップ・コードが公表されました(平成29年5月29日)。

当会は、アセットオーナー(資産保有者としての機関投資家)として、改訂日本版スチュワードシップ・コードの各原則(指針を含む)について、主な改訂項目に対しP3~5のとおり対応を行うこととし、改訂日本版スチュワードシップ・コードを受け入れることを表明します。

また、改訂日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを踏まえ、「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れについて(平成26年5月30日)を改正します(「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れについて(平成29年11月30日改正))。

改訂日本版スチュワードシップ・コードの主な改訂項目と当会の対応

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすために明確な方針を策定し、これを公表すべきである。【変更なし】

指針1-3(新設) アセットオーナーは、最終受益者の利益の確保のため、可能な限り、自らスチュワードシップ活動に取り組むべきである。また、自ら直接的に議決権行使を含むスチュワードシップ活動を行わない場合には、運用機関に、実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めるべきである。

指針1-4(新設) アセットオーナーは、運用機関による実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、運用機関の選定や運用委託契約の締結に際して、議決権行使を含め、スチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を運用機関に対して明確に示すべきである。特に大規模なアセットオーナーにおいては、インベストメント・チェーンの中での自らの置かれている位置・役割を踏まえ、運用機関の方針を検証なく単に採択するのではなく、スチュワードシップ責任を果たす観点から、自ら主体的に検討を行った上で、運用機関に対して議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を明確に示すべきである。

指針1-5(新設) アセットオーナーは、運用機関のスチュワードシップ活動が自らの方針と整合的なものとなっているかについて、運用機関の自己評価なども活用しながら、実効的に運用機関に対するモニタリングを行うべきである。このモニタリングに際しては、運用機関と投資先企業との間の対話の「質」に重点を置くべきであり、運用機関と投資先企業との面談回数、面談時間等の形式的な確認に終始すべきではない。

対応



- 当会は、従前から運用機関に対し議決権行使を含むスチュワードシップ活動の取り組みを求めており、引き続き、当該活動の取り組みを求めます。(指針1-3)
- 当会は、従前からコーポレート・ガバナンス原則、議決権行使ガイドラインを策定・公表するとともに各運用機関に対してもこれらの遵守を求めていました。今後、契約中の運用機関及び新たに選定する運用機関について、契約書類(運用ガイドライン)において、議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関して当該原則や議決権行使ガイドラインの実施を求めることを規定します。(指針1-4)
- 当会は、従前から運用機関による投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメントなどを通じたスチュワードシップ活動について、ミーティング等を通じてモニタリングを行うとともに中長期的な観点で運用機関のスチュワードシップ活動を評価しておりました。引き続き、これらのモニタリング・評価を継続します。(指針1-5)

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。【変更なし】

指針5-3（下線は改訂（追加・修正）部分）

機関投資家は、議決権の行使結果を、少なくとも議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。

また、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすための方針に沿って適切に議決権を行使しているか否かについての可視性をさらに高める観点から、機関投資家は、議決権の行使結果を、個別の投資先企業及び議案ごとに公表すべきである。それぞれの機関投資家の置かれた状況により、個別の投資先企業及び議案ごとに議決権の行使結果を公表することが必ずしも適切でないと考えられる場合には、その理由を積極的に説明すべきである。

議決権の行使結果を公表する際、機関投資家が議決権行使の賛否の理由について対外的に明確に説明することも、可視性を高めることに資すると考えられる。



対応

- 議決権の行使は、専ら受益者である被保険者の利益を最大化するために行使されることが重要であり、従前から当会のコーポレートガバナンス原則において、利益相反に対応できない運用受託機関については契約解除を含め適切に対処し、被保険者に対する説明責任を果たすこととしております。
特に金融グループ系列の運用受託機関について、利益相反の防止（懸念の払拭）のため、議決権行使結果の個別開示は有効です。
- 当会は、各議案の賛否について個別指図を行わずにガイドラインを定め、運用受託機関が当該ガイドラインに沿った形で議決権を行使する方式です。
このため、当会は、（従前の通り議決権の行使結果について議案の主な種類ごとに整理・集計して公表することに加え）今後、議決権が専ら受益者である被保険者の利益を最大化するために行使されていることを確認するため、各運用受託機関に議決権行使結果の個別開示を要請のうえ、公表されているウェブサイト等を記載することとします。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。
【変更なし】

指針7-2(新設) 特に、機関投資家の経営陣はスチュワードシップ責任を実効的に果たすための適切な能力・経験を備えているべきであり、系列の金融グループ内部の論理などに基づいて構成されるべきではない。

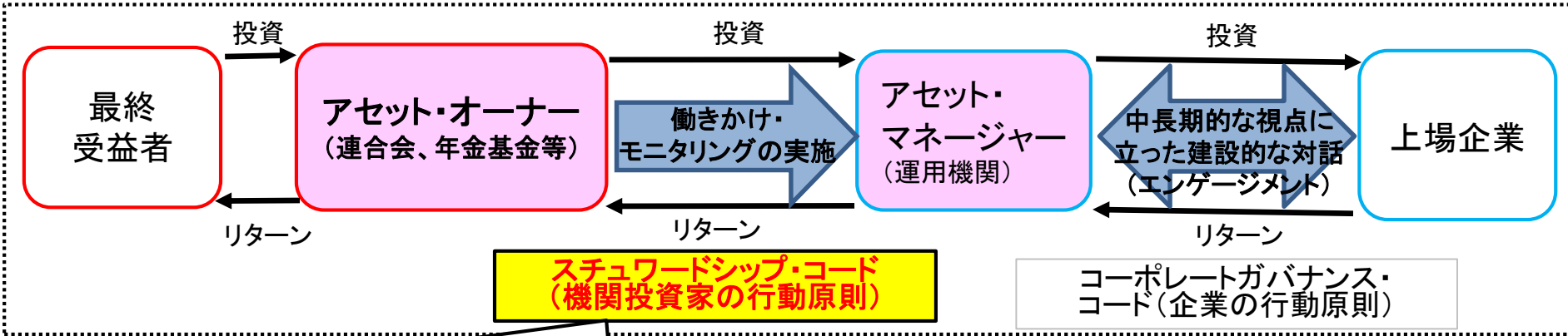
また、機関投資家の経営陣は、自らが対話の充実等のスチュワードシップ活動の実行とそのため組織構築・人材育成に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。



対応

- 当会は、特定の金融グループに属していません。
- 当会の理事長及び担当理事は、従前からスチュワードシップ活動の実行とそのため組織構築・人材育成に関して重要な役割・責務を担っていることを認識しており、引き続き、スチュワードシップ活動を推進する体制整備などの取組みを進めています。

機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動 (インベストメント・チェーンのイメージ)



- 原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
- 原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
- 原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
- 原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
- 原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
- 原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
- 原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

コーポレートガバナンス改革の「形式」から「実質」への深化

中長期的なリターンの向上

中長期的な企業価値の向上

日本経済全体の好循環を実現

(平成26年5月30日公表)

「日本版スチュワードシップ・コード」について

◆日本版スチュワードシップ・コードの受入れ

当会は、責任ある機関投資家として適切に受託者責任を果たすため、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》に賛同し、受入れを表明いたします。(平成26年5月30日)

◆日本版スチュワードシップ・コード(「責任ある機関投資家」の諸原則)

1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

「日本版スチュワードシップ・コード」について

◆スチュワードシップ責任を果たすための方針（概要）

- 当会は、国家公務員共済年金の積立金等の運用に関し、保有する株式にかかるコーポレートガバナンスへの取組みの方針について、「コーポレートガバナンス原則」を制定し、当該原則に従ってコーポレートガバナンス活動を行って参りました。
- 「コーポレートガバナンス原則」は、日本版スチュワードシップ・コードと同様の考え方に基づいて制定したものであり、今般の日本版スチュワードシップ・コードの発表を踏まえ、今後とも「コーポレートガバナンス原則」に沿って適切な運用に努めるとともに、定期的に検証を行い、より適切なものとなるよう取り組んで参ります。
- 運用受託機関に対しては、スチュワードシップ責任を果たすための方針の発表を求めるとともに、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメントなどを通じたスチュワードシップ活動について報告を受け、当会は中長期的な観点で、それを評価することといたします。